

## 会 員 規 約

### (総 則)

第 一 条 本会の名称はアンサンブル・ラピスラズリとする。

第 二 条 本会は第五条から第八条に定める資格を持った通常会員ならびに役員会が承認した特別会員によって構成される。

第 三 条

(1)本会はマンドリン、ギターを主体としたアンサンブル活動を通して会員相互の親睦を計るとともにより良い音楽造りを目標にそれぞれの音楽的レベルの向上を図ることを目的とする。

(2)本会はクラシック音楽をマンドリンアンサンブル用に編曲したものを主たる演奏曲目とする。

### (事 業)

第 四 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)定期演奏会、小演奏会、その他の演奏活動

(2)定例練習、合宿

(3)その他親睦会(忘年会、新年会等)

### (会 員)

第 五 条 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を提出し、会員多数の承認により入会を許可されるものとする。

第 六 条 本会への入会を許可されたものは速やかに所定の入会金を納入するものとする。なお納入された入会金は退会時に返却されない。

第 七 条 会員は事業への積極的参加、会費の速やかな納入など、会の運営に協力しなくてはならない。

第 八 条 会員は所定の退会届を提出したとき、あるいは半年間続けて無届けで事業に参加しなかったとき自動的に会員の資格を失う。

### (役 員)

第 九 条 本会の役員は以下の 10 名とし、それぞれ兼任を妨げない。

コンサートマスター(コンサートミストレス) 1名

選曲委員長 1名

事務局 1名

楽譜庶務 1名

会 計 1名

各パートトップ 5名

上記役員の上記互選により、幹事長 1 名を選任し会員の承認を得て決定する。

第 十 条

(1)役員任期は幹事長を除き1年とする。

(2)幹事長任期は2年とし、重任は不可とする。役員改選等により幹事長が役員資格を失った場合、改めて役員会において幹事長を選任する。

(3)各パートトップは事情により交替することができる。

(4)すべての役員は幹事長を除き、総会において多数決により選出、承認される。

第 十 一 条

(1)幹事長は本会を代表し会務を総括する。

(2)事務局は、指揮者との練習日程の調整、練習場所の確保等、対外的な業務の中心となる。

(3)会計は本会の総ての金銭の出納にあたり、年度末に収支を報告する。

(4)選曲委員長は選曲、編曲、演奏会の開催等の企画・調整、アドバイス等を行う。

(5)楽譜庶務は指揮者用をはじめ会員が練習に使用する楽譜、スコアの整備、管理等を行う。

## (会 議)

### 第十二条

- (1) 会議は会員が出席する総会及び役員から構成される役員会とする。
- (2) 総会は幹事長が召集し、議長となる。
- (3) 総会は役員が必要と認めた時、また、多数の会員が必要と認めた時開催し三分の二以上の会員の出席をもって成立する。
- (4) 役員会は随時開催する。指揮者及び選曲は選曲委員長そして会員の意見を尊重しながら、役員会において決定する。

第十三条 会議は出席会員の過半数の同意をもってこれを決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。

## (会 計)

第十四条 本会の会計年度は7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。ただし定期演奏会が6月以外に開催されたとき、あるいは6月以外に開催を予定しているときはこの限りではない。

第十五条 本会の会費及び入会金などの徴収に関しては別途定める。

第十六条 慶弔規定は特に設けないが、慶弔金が必要な場合は役員会において決定する。

附 則 本規約を改定する時は役員会で議案を検討し、総会の議決を要するものとする。

## 会費、入会金、徴収規定

第 一 条 会員は下記に示す会費を、半期ごとに2回、あるいは四半期ごとに4回、に分けて前納で納めなくてはならない。

- (1) 下記(2) (3)以外の会員は年額 36,000 円とする。
- (2) 会員同志が夫婦である場合、夫婦 2 人で年額 60,000 円とする。
- (3) 会員が未成年あるいは学生である場合、会費は無料とする。

第 二 条 入会時の入会金は 1,000 円とする。

第 三 条 会員が相当期間事業に参加できない場合、所定の休会届けを提出することにより届出期間中の会費を免除される。この場合前納分の会費に関しては原則として返還されない。

第 四 条 会員が会計年度途中で入会した場合や休会から復帰した場合など、会費を月単位で支払わなければならない場合、会費は月額 3,500 円とする。

第 五 条 本規定以外に必要と認めた場合は役員会に於いて協議決定する。